

諮問番号：平成29年度諮問第47号

答申番号：平成29年度答申第48号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、平成29年4月分及び同年5月分の生活保護変更処分に係る請求は却下されるべきであり、その余の請求は棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり、平成29年4月分及び同年5月分の生活保護変更処分及び原処分（同年7月分の生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 審査請求人が保護開始時に有していた貯金（以下「本件貯金」という。）

は最低生活費の2分の1以内であるから、保有が認められるにもかかわらず、処分庁はこれを収入認定している。

(2) 保護基準では、審査請求人の保護費は「4万7,000円」程度であるにもかかわらず、処分庁は本件貯金の未申告に対するペナルティーとして保護費を減額している。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 審査請求期間を経過した請求（平成29年4月分及び同年5月分の生活保護変更処分に係る請求）は、不適法であるから、却下されるべきである。

(2) 原処分は、本件貯金に係る収入認定を削除しており、審査請求人にとって不利益な事情は生じていないことから、審査請求人の主張には理由がない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 保護基準によると、保護開始時に保有する金銭のうち、家計上の繰越金程度のもの（最低生活費の5割を超えない額）にあつては、保有が認められるが、最低生活費の5割を超えないものであつても、保護開始決定の翌々月以降に判明したものは、生活保護法第63条により返還処理をすべきものとされている。

処分庁は、審査請求人が保護を開始した翌々月後に最低生活費の5割に満たない本件貯金の保有を把握したことから、その返還を決定したところ、審査請求人から、本件貯金を分割し収入認定してほしい旨の申し出を受け、これを6月に分割して収入認定することとしたものである。

審査請求人は、本件貯金が最低生活費の5割を超えず保有が認められること、審査請求人が申告をしなかったことのペナルティーとして保護費が減額されていると主張するが、処分庁は、保護開始の翌々月後に判明した預貯金の取扱いに従い返還を決定したものであり、また、審査請求人の最低生活費は、保護基準に基づき適切に算定されていることから、原処分には違法又は不当な点は認められない。

なお、本件審査請求のうち、平成29年4月分及び同年5月分の生活保護変更処分に係る請求は、審査請求期間を経過してなされ、不適法である。

- 3 以上のとおり、本件審査請求のうち、平成29年4月分及び同年5月分の生活保護変更処分に係る請求は却下されるべきであり、その余の請求は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年1月24日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月30日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている（生活保護法第4条第1項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、保護開始時の手持金については、日々均等に消費されるものではないことから、いわゆる家計上の繰越金程度のものについては、最低生活費の5割を超えない額までの保有について配慮が求められているものの、当該手持金が保護開始決定後の翌々月以降に判明した場合にあっては、生活保護法第63条により返還処理すべきものとされている。

そこで、本件についてみると、本件貯金は、審査請求人の最低生活費の5割を超えない額であるものの、保護開始決定の翌々月に処分庁の調査によって判明したものであり、保護開始時における家計上の繰越金として配慮を要するものには当たらないから、生活保護法第63条によりこれを返還請求した処分庁の判断には、特に不合理な点は認められず、その裁量権の行使に逸脱濫用があったとはいえない。

この点、審査請求人は、原処分は本件貯金の未申告に対するペナルティーとして保護費が減額されていると主張するが、原処分に係る保護費は、保護の処理基準に照らして適切に算定されており、審査請求人の主張を裏付ける事実は認められない。

なお、本件審査請求のうち、平成29年4月分及び同年5月分の生活保護変更処分に係る請求は、審査請求期間を経過してなされ、また、期間を経過したことに正当な理由があるとは認められないから、不適法である。

したがって、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求のうち、平成29年4月分及び同年5月分の生活保護変更処分に係る請求を却下し、その余の請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美